

# 裁判所速記官の養成再開を求める会長声明

平成28年9月21日

最高裁判所 御中

群馬弁護士会会長 小此木 清

- 1 裁判手続における当事者その他関係人の供述・証言等を詳細かつ正確に録取するためには、速記を利用しなければならない。とくに尋問の方法について交互尋問方式が採用され、証拠に関する規定も厳格である現行手続法においては、発問の形式・内容等にも一定のルールを設定せざるを得ない（民訴規則第113条以下、刑訴規則第199条の2以下）。そして質問及び応答は、形式・内容の詳細な点に至るまで当事者の異議の対象となり、かつ上級審における判断の対象となり得る。したがって、その質問・応答は、できる限り詳細かつ正確に記録しておく必要がある。この観点から、速記の制度的な採用は必須である。このような要請に応ずるため、裁判所法第60条の2第1項は、各裁判所に裁判所速記官の設置を定めた。

また、憲法は適正な刑事裁判手続を保障し（第31条）、刑事被告人の迅速な裁判（第37条第1項）を要請する。法律も、刑事手続の適正性・迅速性（刑事訴訟法第1条）、民事手続の公正性・迅速性（民事訴訟法第2条）を要請する。加えて「裁判の迅速化に関する法律」第2条は、裁判の迅速化を要請するとともに、裁判手続が公正かつ適正に実施されることを確保することを要請する。裁判所速記官制度は、このような裁判の適正、迅速、公正の要請に応えるものである。

- 2 ところが、最高裁判所は、1997（平成9）年における最高裁判所裁判官会議において裁判所速記官の養成を停止することを決定し、1998（平成10）

年度から速記官の養成を停止した。そのため、1997（平成9）年には800人を超えた裁判所速記官が、2016（平成28）年4月1日現在で195人にまで減少した。このように、裁判所速記官の養成停止は速記官の減少を招来しており、憲法及び上記法律の趣旨に反する。

- 3 最高裁判所は、裁判所速記官による調書等の作成に代えて、質問及び応答を録音し、民間の業者に反訳を委託する方式を採用した。しかし、この「録音反訳方式」は裁判所速記官による調書の作成に比して日数がかかるだけでなく、法廷で直接、質問及び応答を聞いていない民間業者が反訳するため、完全な逐語化がなされているか疑義がある。さらに法律上の用語に精通していないため、誤字・脱字、訂正漏れ、意味不明な箇所が散見されるとの報告がなされている。加えて、反訳を民間業者に委託することについては、情報管理という観点からも、その流出が懸念される場所である。

他面、裁判所速記官の作成に係る速記録は、電子化した速記機械と反訳ソフトウェアの開発により質問及び応答を直ちに文字化することができ、速記録の作成も即日に行うことが可能である。裁判所速記官は、法律上の用語にも精通し、かつ法廷での立会いをしているため、速記録の内容は公正かつ正確ということができる。したがって、迅速、公正かつ適正な裁判手続を行うという憲法、法律の趣旨からして「録音反訳方式」により質問及び応答を記録することよりも、裁判所速記官により速記録を作成することの方がはるかに優れている。

裁判所における質問及び応答を記録する方法として、速記機械によるリアルタイム速記で行うことが世界の主流となっている状況であり、最高裁判所が裁判所速記官の養成を停止したことは、世界の流れに逆行するものである。

- 4 ところで、2009（平成21）年5月から裁判員裁判が実施され、その実施に伴い、最高裁判所は、法廷における証言等を声音により記録・確認する「声音認識システム」を導入した。

この「声音認識システム」は機械が声音を認識して逐語化するシステムである

ところ、現在のレベルでは声音認識の精度が低いため、誤変換等、文字化が極めて不正確である。係る状況において「声音認識システム」による裁判手続は、公正な審理や評議に疑問を抱かせ、また、適正な事実認定という観点から重大な疑義がある。

- 5 以上、裁判手続の迅速、公正かつ適正な実施を図るという憲法、法律の趣旨からすれば、裁判手続における供述・証言等の録取は、裁判所速記官の手になる速記録の作成によって行うことが必要不可欠であり、「録音反訳方式」や「声音認識システム」で調書化又は文字化することは相当ではない。
- 6 したがって、当会は、最高裁判所に対し、速やかに裁判所速記官の養成を再開することを、強く求める。

以上